

ばい煙発生施設

(大気汚染防止法施行令別表第 1 関係)

	施 設 名	施 設 の 規 模
1	ボイラー	・ 燃焼能力 50 リットル／時以上 (※1)
2	(水生ガスまたは油ガスの発生用) ガス発生炉、加熱炉	・ 原料処理能力 20 トン／日以上 ・ 燃焼能力 50 リットル／時以上
3	焙焼炉、焼結炉、煨焼炉	・ 原料処理能力 1 トン／時以上
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉	・ 火格子面積 1 m ² 以上 ・ 羽口面断面積 0.5 m ² 以上 ・ 燃焼能力 50 リットル／時以上 ・ 変圧器定格容量 200kVA 以上
6	(金属の鍛錬、圧延、熱処理用) 加熱炉	
7	(石油製品、石油化学製品、コール タール製品の製造用) 加熱炉	
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	・ 触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg／時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄 回収装置の燃焼炉	・ 燃焼能力 6 リットル／時以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶融炉	・ 火格子面積 1 m ² 以上 ・ 燃焼能力 50 リットル／時以上 ・ 変圧器定格容量 200kVA 以上
10	(無機化学工業用品または食料品 製造用) 反応炉(カーボンブラック製造用燃 焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	

12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	・変圧器定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2 m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) 焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉含)、溶鋳炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	・原料処理能力 0.5 トン/時以上 ・火格子面積 0.5 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2 m ² 以上 ・燃焼能力 20 リットル/時以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	・容量 0.1 m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷却施設	・塩素処理能力 50kg/時以上 (塩化水素にあつては塩素換算量)
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用 [塩化亜鉛を使用するもの]) 反応炉	・燃焼能力 3 リットル/時以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時以上 (塩化水素にあつては塩素換算量)
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐鋳石を使用するもの]) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・燐鋳石処理能力 80kg/時以上 ・燃焼能力 50 リットル/時以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 凝縮施設、吸収施設、蒸留施設	・伝熱面積 10 m ² 以上 ・ポンプ動力 1 kW 以上
23	(トリポリ燐酸ナトリウム製造用 [原料に燐鋳石を使用するもの]) 反応炉、乾燥炉、焼成炉	・原料処理能力 80kg/時以上 ・火格子面積 1 m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時以上

24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含〕、鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼能力 10 リットル／時以上 ・ 変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼能力 4 リットル／時以上 ・ 変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量 0.1 m³以上 ・ 燃焼能力 4 リットル／時以上 ・ 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg／時以上
28	コークス炉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料処理能力 20 トン／日以上
29	ガスタービン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼能力 50 リットル／時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼能力 35 リットル／時以上
32	ガソリン機関	

※1・・・令和4年10月1日以降に設置されるボイラーについては、従前の伝熱面積要件(10 m²以上)が削除されました。なお、小型ボイラー(伝熱面積10 m²未満かつ、燃料燃焼能力が重油換算で50 リットル／時以上)については、引き続き排出基準の適用が猶予されており、測定の義務は生じません。

【注意事項】

- ・ 施設の規模はいずれか1つが該当すれば対象となります。
- ・ 施設の規模の燃焼能力は重油換算です。次式に従い換算してください。
液体燃料 10ℓ＝重油 10ℓ、ガス燃料 16 m³＝重油 10ℓ、
固体燃料 16 kg＝重油 10ℓ
- ・ 富士市内は、硫黄酸化物総量規制地域であるため、総量規制の適用される工場に規模未満の施設を設置される場合、ばい煙発生施設としての届出は不要であっても、総量規制についての変更届が必要になることがあります。
- ・ 類似する構造の施設であっても、その用途により別の番号による施設に該当したり、届出対象外の場合があります。